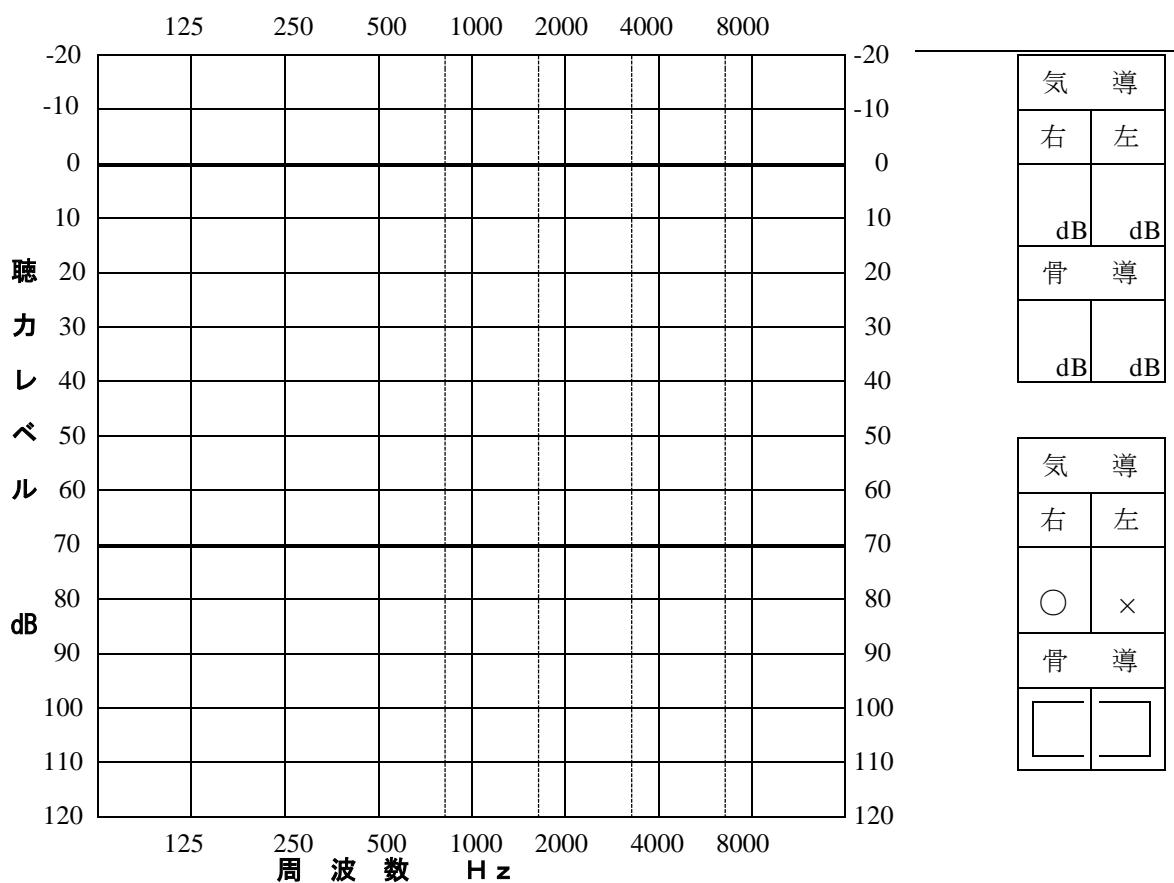


医 学 的 意 見 書 (聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃく機能障害用)			
氏 名	大正・昭和 年 月 日 生 平成・令和		
住 所	埼玉県	郡 市	町 村
① 障 害 名			
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、自然災害 疾病、先天性、その他 ()		
③ 疾病・外傷発生年月日	右 年	月	日・場所
	左 年	月	日・場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)			
障害固定又は障害確定 (推定) 右 年 月 日 左 年 月 日			
⑤ 障害認定所見	障害程度 (級相当) 〔軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 (再認定の時期 年 月後)〕		
⑥ その他参考となる合併症状			
更生医療	期 間		入院 日間・通院 日間 (回)
	事前検査		
補装具	具体的方針		
	効 果		
所 見	医療機関名 所 在 地 診療担当科 医 師 名		
	年 月 日		

身体の状況および所見

オージオメーターの型式



1 聴力 右 dB 左 dB

(1) 単語による語音明瞭度 (右 % 左 % 両耳 %)
(2) 話・言葉による了解度

	右	左
大 声	耳介に接して	了・非
話 声	〃	了・非
話 声	40 cm 離れて	了・非

2 「平衡機能障害」の状態及び所見



3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見



4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見（該当する障害の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。）

- そしゃく・嚥下機能の障害→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
- 咬合異常によるそしゃく機能の障害→「②咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他



b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟 口 蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声 帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

○所見（上記の枠内の観察点から、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）



イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○観察・検査の方法

エックス線検査 ()

内視鏡検査 ()

その他の ()

○所見（上記の枠内の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）



② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他



b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

- ア 咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）



- イ そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）



(2) その他（今後の見込み等）



(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（3級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（4級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球まひ、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、c

とした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2におい

て100dBの音が聴取できない場合は、該当dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴
力レベルを算定すること。